

## 4 水質の状況

## (1) 水質監視地点に係る検査結果

本県では、平成4年12月21日付け厚生省生活衛生局水道環境部長通知「水道水質に関する基準の制定について」及び「水道水質管理計画の策定について」に基づき、平成6年3月に「熊本県水道水質管理計画」を策定しましたが、計画策定後の水道法及び水質基準の改正等により現状に合わなくなつたことから、当該計画を平成18年3月に改定しています。

この計画では、将来にわたって水道水の安全性の確保等に万全を期する観点から、水道水源の水質の状況や長期的な変動を把握し、また、その結果を基に適切な浄水処理を行う必要があることから、県内の水道事業者の協力を得て、表流水（河川・ダム水）については、水道事業者等が取水している主要な水系毎に、また、地下水については取水量の多い地域を含むように水質監視地点を設定しています。

なお、水質監視地点として、県内の主要水源を35箇所（熊本市は21箇所）選定していますが、その水源については、水質基準以外の水質管理目標設定項目等の検査を実施することとしています。

また、平成15年10月10日付けの局長通知により要検討項目とされたダイオキシン類については、当分の間、水質監視地点35箇所のうち8箇所の監視地点で原水の水質検査を実施することとしています。

平成25年度の当該計画に基づく水質検査結果は以下のとおりです。

### ア ダイオキシン類

番号	水道事業者等	水源種別	水質監視地点名	検査結果	
				( pg-TEQ/L)	最大見積 ( pg-TEQ/L)
1	八代生活環境事務組合	表流水	氷川ダム	0.013	<0.014
2	上天草・宇城水道企業団	表流水	球磨川	浄水	0.0011 <0.0012
				原水	0.0089 <0.010
3	天草市	表流水	亀川ダム	0.016	<0.017
4	天草市	表流水	ヤイラギダム	0.051	<0.051
5	玉名市	浅井戸	溝上水源地	0.000036	<0.0039
6	大津菊陽水道企業団	湧水	第1水源地	0.0039	<0.0059
7	八代市	浅井戸	第1水源地	0.00079	<0.0033
8	天草市	深井戸	佐伊津第2水源地	0.0091	<0.010

※ 検査結果は毒性当量 (pg-TEQ/L) で示します。

※ 要検討項目であるダイオキシン類の目標値（暫定値）は1pg-TEQ/Lです。

※ ダイオキシン類には多くの異性体がありますが、その毒性の強さはそれぞれ異なっています。

このため、ダイオキシン類の異性体の中で最も毒性が強い2,3,7,8四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性を1として、他のダイオキシン類の異性体の毒性を換算し合計した値を毒性当量 (pg-TEQ/L) として表現しています。

※ 実測濃度が検出下限値未満の場合には、検出下限値の1/2の値に毒性当量係数を乗じて算出し、数値の左側に(<)と記載し最大見積としています。

### イ 水質管理目標設定項目

水質監視計画では、表流水及び地下水とも水道水源の原水水質が最も悪化していると考えられる時期に、年に1回以上実施することとしています。

このために、平成25年度に県内の水質監視地点で実施された原水及び浄水の水質検査結果は、水道法第24条の2の規定に基づき各水道事業者ごとに公表されています。

また、水道水質データベース ([http://www.jwwa.or.jp/mizu/or\\_up.html](http://www.jwwa.or.jp/mizu/or_up.html)) では全国の水道事業者等が実施した水道水の水質検査結果の概要が掲載されています。

## (2) 飲用井戸等の行政検査

県は、飲用井戸等については、「飲用井戸等衛生対策要領」(昭和62年1月29日付け厚生省生活衛生局長通知)に基づき、当該井戸等の衛生確保を期し、水道普及の促進を図るため、水質の悪化が懸念される地域及び水道普及率の低い地域等において行政検査を実施しています。検査は、省略不可能項目等(10項目)について実施しました。なお、一部の井戸等については、有害関係項目等12項目(カドミウム、セレン、鉛、ヒ素、フッ素、ホウ素、亜鉛、アルミニウム、鉄、マンガン、アンモニア態窒素)について検査を実施しています。

平成25年度 飲用井戸水等の行政検査結果表（保健所別）

### ア 省略不可能項目等

保健所名	検査件数	水質検査不適合数	水質検査不適合率(%)	一般細菌	大腸菌	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	塩化物イオン	有機物等	pH	味	臭気	色度	濁度	不適合 項目計
有明	30	3	10.0	2					1		1			4
山鹿	30	8	26.7	5										0
菊池	30	6	15.0	5	1									8
阿蘇	40	9	21.4	3	3									8
船城	30	13	43.3	4	1	6					2	4		13
八代	17	4	23.5	2							1			14
水俣	30	13	43.3	6	10						2			8
人吉	40	16	40.0	2	15						2			21
草天	24	11	45.8	8	7	3					1			18
合計	283	83	29.3	37	37	12	0	0	4	2	1		4	25
出現頻度		不適合項目計に 占める割合(%)		31.1	10.1	2.8	0.0	3.4	1.7	6.7	6.7		8	11
														19

検査機関：八代保健所試験検査課

### イ 有害関係項目等

保健所名	検査件数	水質検査不適合数	水質検査不適合率(%)	セレン	鉛	ヒ素	フッ素	ホウ素	亜鉛	アルミニウム	鉄	マンガン	アンモニア態窒素	不適合 項目計
有明														0
山鹿														0
菊池	10	0	0.0											0
阿蘇	20	1	5.0											2
船城														0
八代														0
水俣	20	0	0.0											0
人吉														0
草天	50	1	2.0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	2
合計		不適合項目計に 占める割合(%)		31.1	10.1	2.8	0.0	3.4	1.7	6.7	6.7			0
出現頻度														2

検査機関：熊本県保健環境科学研究所  
＊アンモニア態窒素には水道水質基準が規定されていないため検出井戸(0.01mg/L以上)を記載している。

(3) 水質基準等

ア 水道法第4条に基づく水質基準(51項目)(平成27年4月1日現在)

区分	項目名	基準値	検査方法	検査回数	省略の可否	備考
	1 一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること	標準寒天培地法	概ね1月に1回以上(回数の減は不可)	不可	病原微生物
	2 大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法		"	
健	3 かミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	フレーム原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法	概ね3月に1回以上 (水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれがないと認められる場合、過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間ににおける当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上と、過去3年間ににおける当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。)	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。	"
康	4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	還元化銀原子吸光光度法			
に	5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	フレーム原子吸光光度法、ICP-MS法、水素化物発生-原子吸光度法、水素化物発生-ICP法			
開	6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	フレーム原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法			
す	7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	フレーム原子吸光光度法、ICP-MS法、水素化物発生-原子吸光度法、水素化物発生-ICP法			
る	8 六価クロム化合物	0.05mg/L以下	フレーム原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法			
項	9 亜磷酸態窒素	0.04mg/L以下	オシロマグラ法(陰イオン)			
目	10 ジアン化物イオン及び塩化シア	0.01mg/L以下	オシロマグラ法-ボストカラム吸光光度法	概ね3月に1回以上(回数の減は不可)		
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	オシロマグラ法(陰イオン)	概ね3月に1回以上 (水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれがないと認められる場合、過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間ににおける当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上と、過去3年間ににおける当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。)	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。	"
	12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下				
	13 カルカ素及びその化合物	1.0mg/L以下	ICP法、ICP-MS法		当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。(海水を原水とする場合不可。)	"

PT-GC-MS法:パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析法

HS-GC-MS法:ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ-質量分析法

固相抽出-HPLC法:固相抽出-高速液体クロマトグラフ法

ICP法:誘導結合プラズマ発光分光分析法

ICP-MS法:誘導結合プラズマ-マーゼー質量分析法

溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法:溶媒抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析法

区分番号	項目名	基準値	検査方法	検査回数	省略の可否	備考
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法	概ね3月に1回以上	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがなくかつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。)を勘査し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。	有機物
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法、固相抽出-GC-MS法	"	"	"
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	"	"	"	"
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法	"	"	"
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	"	"	"	"
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	"	"	"	"
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	"	"	"	"
健康に関する項目	塩素酸	0.6mg/L以下	イオンクロマトグラ法	概ね3月に1回以上(回数の減は不可)	不可	消毒副生成物
	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	溶媒抽出・誘導体化-GC-MS法 液体クロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法	"	"	"
	クロロホルム	0.06mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法	"	"	"
	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	溶媒抽出・誘導体化-GC-MS法 液体クロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法	"	"	"
	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法	"	"	"
	臭素酸	0.01mg/L以下	イオンクロマトグラフ-ホストカラム吸光光度法	"	"	"
	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	固相抽出-HPLC法、HS-GC-MS法、全有機炭素計測定法、ガラス電極法	消毒副生成物 22, 24, 28, 29の濃度の総和	"	"
	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	溶媒抽出・誘導体化-GC-MS法 液体クロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法	"	"	"
	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法	"	"	"
	ブロモホルム	0.08mg/L以下	溶媒抽出・誘導体化-GC-MS法	"	"	"
性状に関する項目	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	フレーム原子吸光光度法、フレーム原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがなくかつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘査し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。	"	"
	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	フレーム原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法	"	"	"
	アカリニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	フレーム原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法	"	"	"
	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	フレーム原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法	"	"	"
	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	フレーム原子吸光光度法、フレーム原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法	"	"	"
	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	フレーム原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法、イオンクロロドライ法(陽イオン)	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがなくかつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘査し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。	"	無機物
	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	フレーム原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法	"	"	金属類

区分番号	項目名	基準値	検査方法	検査回数	省略の可否	備考
38 塩化物イオン		200mg/L以下	イオウクロマグラ法(陰イオン)、滴定法	概ね1月に1回以上 (自動連続測定・記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることが可。)	不可	
39 カルシウム、マグネシウム等 (硬度)		300mg/L以下	フレーム原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法、イオンクロマグラ法(陽イオン)、滴定法	概ね3月に1回以上 (水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるものそれが少ないこと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上と、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。)	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがないかつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。 無機物	その他
40 蒸発残留物		500mg/L以下	重量法		"	
41 陰イオン界面活性剤		0.2mg/L以下	固相抽出-HPLC法			
性 状 に 関 す る 項 目	42 ジオスマシン	0.00001mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法、固相抽出-GC-MS法、固相マクロ抽出一ガスクロマグローブラー質量分析法	概ね1月に1回以上 (左記の事項を産出する藻類の発生があ少なく、検査を行なう必要がないことが明らかであると認められる期間を除く。) (回数の減は不可。)	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがないかつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等の停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を算出する藻類の発生状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。 有機物	"
	43 2-メチルイソホルキオール	0.00001mg/L以下				
性 状 に 関 す る 項 目	44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	固相抽出-吸光光度法 固相抽出-HPLC法	概ね3月に1回以上 (水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるものそれが少ないこと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上と、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。)	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがないかつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。 有機物	"
	45 フェノール類	0.005mg/L以下	フェノールとして 固相抽出-誘導体化-GC-クロマトグラフ-質量分析法	概ね3月に1回以上 (自動連続測定・記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることが可。)	不可	
性 状 に 関 す る 項 目	46 全有機炭素(TOC)の 量	3mg/L以下	全有機炭素計測定法	概ね1月に1回以上 (自動連続測定・記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることが可。)	その他 H17.3.31までは過マンガン酸カリウム 消費量で10mg/L	
	47 pH値	5.8~8.6	ガラス電極法、連続自動測定機 器によるガラス電極法		"	
性 状 に 関 す る 項 目	48 味	異常でないこと	官能法		"	
	49 臭気	異常でないこと			"	
性 状 に 関 す る 項 目	50 色度	5度以下	比色法、透過光測定法、連続自動測定機 器による透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法、散乱光測定法、透過散乱法		"	
	51 濁度	2度以下			"	

イ ①水質管理目標設定項目

項目名	目標値	備考
1 アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02mg/L以下	
2 ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002mg/L以下	暫定
3 ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02mg/L以下	
4 1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	
5 トルエン	0.4mg/L以下	
6 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	
7 亜塩素酸	0.6mg/L以下	
8 二酸化塩素	0.6mg/L以下	
9 ジクロロアセトトリル	0.01mg/L以下	暫定
10 抱水クロラール	0.02mg/L以下	暫定
11 農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下	
12 残留塩素	1mg/L以下	
13 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上 100mg/L以下	
14 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01mg/L以下	
15 遊離炭酸	20mg/L以下	
16 1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	
17 メルートーブチルエーテル	0.02mg/L以下	
18 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	
19 臭気強度(TON)	3以下	
20 蒸発残留物	30mg/L以上 200mg/L以下	
21 濁度	1度以下	
22 pH値	7.5程度	
23 腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける。	
24 従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下	暫定
25 1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	
26 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下	

農薬の総量評価

$$\frac{A\text{農薬の検出濃度}}{A\text{農薬の目標値}} + \frac{B\text{農薬の検出濃度}}{B\text{農薬の目標値}} \leq 1$$

検出濃度が定量下限値を下回った場合、当該農薬の濃度は0として取り扱う。

イ ②水質管理目標設定項目(農薬類)

農薬名	用途	目標値 (mg/L)	農薍名	用途	目標値 (mg/L)
1 1,3-ジクロロプロベン(D-D)(注1)	殺虫剤	0.05	60 ダゾーメット(注8)	殺菌剤	0.006
2 2,2-DPA(ダラホン)	除草剤	0.08	61 チアジニル	殺虫剤、殺菌剤	0.1
3 2,4-D(2,4-PA)	除草剤	0.03	62 チウラム	殺虫剤、殺菌剤	0.02
4 EPN(注2)	殺虫剤	0.004	63 チオジカルブ	殺虫剤	0.08
5 MCPA	除草剤	0.005	64 チオファネートメチル	殺虫剤、殺菌剤	0.3
6 アシュラム	除草剤	0.2	65 チオベンカルブ	除草剤	0.02
7 アセフート	殺虫剤、殺菌剤	0.006	66 テルブカルブ(MBPMC)	除草剤	0.02
8 アトラン	除草剤	0.01	67 トリクロビル	除草剤	0.006
9 アニロホス	除草剤	0.003	68 トリクロロホン(DEP)	殺虫剤	0.005
10 アミトラス	殺虫剤	0.006	69 トリシクレゾール	殺虫剤、殺菌剤 植物成長調整剤	0.08
11 アラクロール	除草剤	0.03	70 トリフルラリン	除草剤	0.06
12 イソキサチオン(注2)	殺虫剤	0.008	71 ナブロハミド	除草剤	0.03
13 イソフェンホス(注2)	殺菌剤	0.001	72 バラコート	除草剤	0.005
14 イソプロカルブ(MIPC)	殺虫剤	0.01	73 ヒヘロホス	除草剤	0.0009
15 イソプロチオラン(IPT)	殺虫剤、殺菌剤 植物成長調整剤	0.3	74 ヒラクロニル	除草剤	0.01
16 イプロベンホス(IPB)	殺菌剤	0.09	75 ヒラゾキシフェン	除草剤	0.004
17 イミノクタジン	殺虫剤、殺菌剤	0.006	76 ヒラゾリネット(ヒラゾレート)	除草剤	0.02
18 インダノファン	除草剤	0.009	77 ヒリダフェンチオン	殺虫剤	0.002
19 エスピロカルブ	除草剤	0.03	78 ヒリブチカルブ	除草剤	0.02
20 エディフェンホス(エジフェンホス,EDDP)	殺菌剤	0.006	79 ヒロキロン	殺虫剤、殺菌剤	0.04
21 エトフェンブロックス	殺虫剤、殺菌剤	0.08	80 フィプロニル	殺虫剤、殺菌剤	0.0005
22 エトジアゾール(エクロメゾール)	殺菌剤	0.004	81 フェニトロチオン(MEP)(注2)	殺虫剤、殺菌剤 植物成長調整剤	0.003
23 エンドスルファン(ヘンゾエビン)(注3)	殺虫剤	0.01	82 フェノブカルブ(BPMC)	殺虫剤、殺菌剤	0.03
24 オキサンクロメホン	除草剤	0.02	83 フエリムゾン	殺虫剤、殺菌剤	0.05
25 オキシン銅(有機銅)	殺虫剤、殺菌剤	0.03	84 フエンチオン(MPP)(注9)	殺虫剤	0.006
26 オリサストロビン	殺虫剤、殺菌剤	0.1	85 フェントエート(PAP)	殺虫剤、殺菌剤	0.007
27 カズサホス	殺虫剤	0.0006	86 フェントラサミド	除草剤	0.01
28 カフェンストロール	殺虫剤、除草剤	0.008	87 フサライト	殺虫剤、殺菌剤	0.1
29 カルタップ(注4)	殺虫剤、殺菌剤 除草剤	0.3	88 フタクロール	除草剤	0.03
30 カルバリル(NAC)	殺虫剤	0.05	89 ブタミホス(注2)	除草剤	0.02
31 カルボラミド	殺虫剤、殺菌剤	0.04	90 ブロモフェジン	殺虫剤、殺菌剤	0.02
32 カルボフラン	代謝物	0.005	91 フルアジナム	殺菌剤	0.03
33 キノラミン(ACN)	除草剤	0.005	92 フレチラクロール	除草剤	0.05
34 キャブタン	殺菌剤	0.3	93 プロシミドン	殺菌剤	0.09
35 クミルロン	除草剤	0.03	94 プロチオホス	殺虫剤	0.004
36 グリホサート(注5)	除草剤	2	95 プロピコナゾール	殺菌剤	0.05
37 グルホシネット	除草剤 植物成長調整剤	0.02	96 プロヒサミド	除草剤	0.05
38 クロメプロップ	除草剤	0.02	97 プロペナゾール	殺虫剤、殺菌剤	0.05
39 クロニトロフェン(CNP)(注6)	除草剤	0.0001	98 プロモブチド	殺虫剤、除草剤	0.1
40 クロルビリホス(注2)	殺虫剤	0.003	99 ベーミル(注10)	殺菌剤	0.02
41 クロロタロニル(TPN)	殺虫剤、殺菌剤	0.05	100 ヘンシクロン	殺虫剤、殺菌剤	0.1
42 シナジン	除草剤	0.004	101 ヘンゾビシクロン	除草剤	0.09
43 シアノホス(CYAP)	殺虫剤	0.003	102 ヘンゾフェナップ	除草剤	0.004
44 ジウロン(DCMU)	除草剤	0.02	103 ヘンタゾン	除草剤	0.2
45 ジクロベニル(DBN)	除草剤	0.01	104 ヘンティメタリン	除草剤 植物成長調整剤	0.3
46 ジクロホス(DDVP)	殺虫剤	0.008	105 ヘンフルカルブ	殺虫剤、殺菌剤	0.04
47 ジクワット	除草剤	0.005	106 ヘンフルラリン(ペスロジン)	除草剤	0.01
48 ジスルホトン(エチルチオメトン)	殺虫剤	0.004	107 ヘンフレセート	除草剤	0.07
49 ジチアノン	殺菌剤	0.03	108 ホスチアゼート	殺虫剤	0.003
50 ジチオカルバメート系農薬(注7)	殺虫剤、殺菌剤 (二硫化炭素として)	0.005	109 マラチオン(マラソン)(注2)	殺虫剤	0.05
51 ジチオビル	除草剤	0.009	110 メコブロップ(MCPP)	除草剤	0.05
52 シハロホップチル	除草剤	0.006	111 メソル	殺虫剤	0.03
53 シマジン(CAT)	除草剤	0.003	112 メタム(カーバム)(注8)	殺虫剤	0.01
54 ジメタトリソ	除草剤	0.02	113 メタラキシル	殺虫剤、殺菌剤	0.06
55 ジメトエート	殺虫剤	0.05	114 メチダチオン(DMTP)	殺虫剤	0.004
56 シメトリソ	除草剤	0.03	115 メチルダイムロン	除草剤	0.03
57 ジメビペレート	除草剤	0.003	116 マニミストロビン	殺虫剤、殺菌剤	0.04
58 ダイアジノン(注2)	殺虫剤、殺菌剤	0.005	117 マトリペジン	除草剤	0.03
59 ダイムロン	殺虫剤、殺菌剤 除草剤	0.8	118 メフェナセット	除草剤	0.02
			119 メプロニル	殺虫剤、殺菌剤	0.1
			120 モリネット	除草剤	0.005

(注1)1,3-ジクロロプロベン(D-D)の濃度は、シス-1,3-ジクロロプロベン及びトラン-1,3-ジクロロプロベンの濃度を合計して算出すること。

(注2)EPN、イソキサチオン、イソフェンホス、クロルビリホス、ダイアジノン、フェニトロチオン(MEP)、ブタミホス及びマラチオン(マラソン)の濃度については、それぞれのオキソ体の濃度と合計して算出すること。

(注3)エンドスルファン(ヘンゾエビン)の濃度は、代謝物であるエンドスルフェート(ヘンゾエビンスルフェート)の濃度と合計して算出すること。

(注4)カルタップの濃度は、ネライストキシンとして測定し、カルタップに換算して算出すること。

(注5)グリホサートの濃度は、代謝物であるアミノメチルリシン酸(AMPA)と合計して算出すること。

(注6)クロニトロフェン(CNP)の濃度は、CNP-アミノ体の濃度と合計して算出すること。

(注7)ジチオカルバメート系農薬の濃度は、ジネブ、ジラム、チウラム、プロピネブ、ボリカーバメート、マンセブ(マンセブ)及びマンネブの濃度を二硫化炭素に換算して合計して算出すること。

(注8)タゾメット及びメタム(カーバム)濃度は、メチルイソチオシアネート(MITC)として測定し、原体に換算して算出すること。

(注9)フェンチオン(MPP)の濃度は、酸化物であるMPPスルホキド、MPPスルホン、MPPオキソン、MPPオキソスルホキド及びMPPオキソンスルホンの濃度と合計して算出すること。

(注10)ベーミルの濃度は、メチル-2-ヘンツイミダゾールカルバメート(MBC)として測定し、ベーミルに換算して算出すること。

## ウ 要検討項目

番号	項目	目標値(mg/l)
1	銀及びその化合物	—
2	バリウム及びその化合物	0.7
3	ビスマス及びその化合物	—
4	モリブデン及びその化合物	0.07
5	アクリルアミド	0.0005
6	アクリル酸	—
7	17-β-エストラジオール	0.00008(暫定値)
8	エチニル-エストラジオール	0.00002(暫定値)
9	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	0.5
10	エピクロロヒドリン	0.0004(暫定値)
11	塩化ビニル	0.002
12	酢酸ビニル	—
13	2,4-ジアミノトルエン	—
14	2,6-ジアミノトルエン	—
15	N,N-ジメチルアニリン	—
16	スチレン	0.02
17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L(暫定値)
18	トリエチレンテトラミン	—
19	ノイルフェノール	0.3(暫定値)
20	ビスフェノールA	0.1(暫定値)
21	ヒドラジン	—
22	1,2-ブタジエン	—
23	1,3-ブタジエン	—
24	フタル酸ジ(ノーブチル)	0.01
25	フタル酸ブチルベンジル	0.5(暫定値)
26	ミクロキスチン-LR	0.0008(暫定値)
27	有機すず化合物	0.0006*(暫定値)
28	ブロモクロロ酢酸	—
29	ブロモジクロロ酢酸	—
30	ジブロモクロロ酢酸	—
31	ブロモ酢酸	—
32	ジブロモ酢酸	—
33	トリブロモ酢酸	—
34	トリクロロアセトニトリル	—
35	ブロモクロロアセトニトリル	—
36	ジブロモアセトニトリル	0.06
37	アセトアルデヒド	—
38	MX	0.001
39	キシレン	0.4
40	過塩素酸	0.025
41	ハーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	—
42	ハーフルオロオクタン酸(PFOA)	—
43	N-ニトロソジメチルアミン(NDMA)	0.0001
44	アニリン	0.02
45	キナリン	0.0001
46	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02
47	二トリロ三酢酸(NTA)	0.2

\*トリフルオロオクタノンの目標値

水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について(平成4年12月21日  
付け衛水第270号